

神奈川県 秦野・伊勢原地域
循環型社会形成推進地域計画
(第四期)

秦 野 市

伊 勢 原 市

秦野市伊勢原市環境衛生組合

令和5年3月31日
(令和5年11月24日変更)

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	- 1 -
(1) 対象地域等	- 1 -
(2) 計画期間	- 2 -
(3) 基本的な方向	- 2 -
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	- 2 -
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	- 2 -
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	- 4 -
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	- 4 -
(2) 生活排水処理の現状	- 5 -
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	- 6 -
(4) 生活排水処理の目標	- 7 -
3 施策の内容	- 8 -
(1) 発生抑制、再使用の推進	- 8 -
(2) 処理体制	- 12 -
(3) 処理施設等の整備	- 14 -
(4) 施設整備に関する計画支援事業	- 16 -
(5) その他の施策	- 17 -
4 計画のフォローアップと事後評価	- 18 -
(1) 計画のフォローアップ	- 18 -
(2) 事後評価及び計画の見直し	- 18 -

[添付書類]

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

循環型社会形成を推進することを目的とした「循環型社会形成推進基本法」が平成13年に施行されました。この法律に基づき地方公共団体は廃棄物処理・リサイクルシステムなどの方向性を示した「循環型社会形成推進地域計画（以下、本計画という。）」を作成し、様々な施策に取り組むこととしています。

秦野市、伊勢原市（以下「両市」という。）及び秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「二市組合」という。）が策定する本計画では市民・事業者・行政が一体となつてごみ減量等をはじめとした一般廃棄物や生活排水の目標を達成するために必要な施策の内容を定めています。

また、本計画期間終了後、事後評価を行い、定めた目標値の達成状況について検証します。その結果、目標が達成されていない場合は改善計画を作成し、循環型社会形成推進に向けた取組を継続します。

(1) 対象地域等

両市におけるごみ処理は、両市を構成団体とする二市組合を設立し、収集運搬はそれぞれの市が、中間処理から最終処分までは二市組合が担い、広域的に実施している。

このような実情を考慮し、本計画の対象地域は秦野市域及び伊勢原市域（以下「秦野・伊勢原地域」という。）とする。

両市名称	秦野市、伊勢原市	
面積	159.32km ²	
人口	263,012人（令和4年10月1日現在）	
（内訳）		

市名	秦野市	伊勢原市
面積 (km ²)	103.76	55.56
人口 (人)	161,652	101,360



(2) 計画期間

本計画は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を計画期間とし、計画目標年度を令和10年度とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

秦野・伊勢原地域におけるごみ処理は、両市それぞれで収集運搬や分別、資源化等に関する業務を行い、二市組合が中間処理から最終処分までを担っている。この役割分担に基づいて三者で協調、連携し、安定かつ適正なごみ処理に努めている。

こうした処理体制下で、可燃ごみは、二市組合が管理運営するはだのクリーンセンター（処理能力：200t/日）及び伊勢原清掃工場90 t/日焼却施設の2施設において焼却処理している。しかし、90 t/日焼却施設は竣工後35年以上が経過しているため、施設の老朽化が著しく、修繕等の維持管理費も増加していることから、令和5年度末に稼働を停止し、焼却処理の1施設体制へ移行する。焼却処理の1施設体制を実現するためには、はだのクリーンセンターのみで処理可能な量までごみ減量を進めなければならない。

秦野・伊勢原地域におけるごみ排出量は、総量としては近年減少傾向にあるものの、円滑に1施設体制に移行できるよう、より一層の減量・資源化施策に取り組む必要がある。また、不燃・粗大ごみについては、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設で選別・破碎等の中間処理を行っているが、90 t/日焼却施設と同様、老朽化が進んでいることから、処理効率や作業環境等を改善するため、施設整備を含めた処理体制の検討が課題となっている。

このような現状を踏まえた上で、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の考え方に基づく循環型社会の構築を目指し、今後も市民・事業者・行政の協働により、効率的かつ効果的なごみの発生抑制、減量施策を展開する。

なお、生活排水については、公共用水域の水質保全や生活環境の向上を目的として、引き続き、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置転換等を推進する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

両市では、「神奈川県循環型社会づくり計画」において、平塚市、大磯町及び二宮町とともに「湘南西ブロック」として位置付けられている。湘南西ブロックでは、平成17年3月に「湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査」を実施し、平塚・大磯・二宮ブロックと秦野・伊勢原ブロックの2ブロック体制で広域処理システムを整備することとした。

この秦野・伊勢原ブロックでは、両市及び二市組合で策定した「秦野・伊勢原ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づき、従来から三者協働でごみの減量・適正処理等を推進している。そのため、秦野・伊勢原ブロックと市域の構成が同様の秦野・伊勢原地域においても、引き続き、両市及び二市組合による広域的な廃棄物処理体制を継続する。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

秦野市では、従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、民間事業者にて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託しているが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集体制の構築、再商品化方法や実施時期等の検討を行い、令和7年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物を一括回収し、分別・圧縮梱包後に指定法人による再商品化の実施を予定している。

伊勢原市では、住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう広報、出前講座や環境学習の中で、啓発・情報提供を行う。

従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、伊勢原市資源リサイクルセンターにて分別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託していた。当該施設内の圧縮等設備を令和7年度にプラスチック使用製品廃棄物が処理可能な機械に更新することで、令和8年度からプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物を一括回収し、分別・圧縮梱包後に指定法人に引き渡す。分別の基準については、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きと更新する機械の能力等を踏まえて検討する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

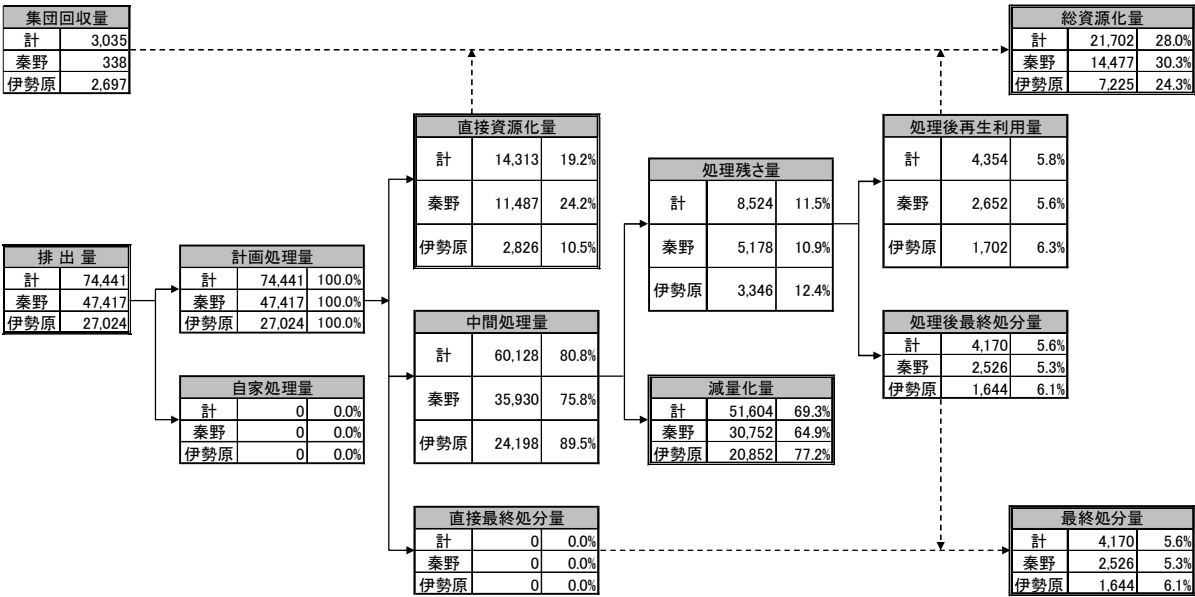
秦野・伊勢原地域における令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、77,476トンであり、再生利用される総資源化量は21,702トン、資源化率は28.0%である。中間処理による減量化量は51,604トンであり、集団回収量を除いた排出量の69.3%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の5.6%に当たる4,170トンが埋め立てられている。

秦野市における総排出量は、集団回収量も含め、47,755トンであり、再生利用される総資源化量は14,477トン、資源化率は30.3%である。中間処理による減量化量は30,752トンであり、集団回収量を除いた排出量の64.9%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の5.3%に当たる2,526トンが埋め立てられている。

伊勢原市における総排出量は、集団回収量も含め、29,721トンであり、再生利用される総資源化量は7,225トン、資源化率は24.3%である。中間処理による減量化量は20,852トンであり、集団回収量を除いた排出量の77.2%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の6.1%に当たる1,644トンが埋め立てられている。

(令和3年度)



単位:t/年

(端数処理等の都合上、合計が一致しない場合があります。)

図1 一般廃棄物の処理状況フロー

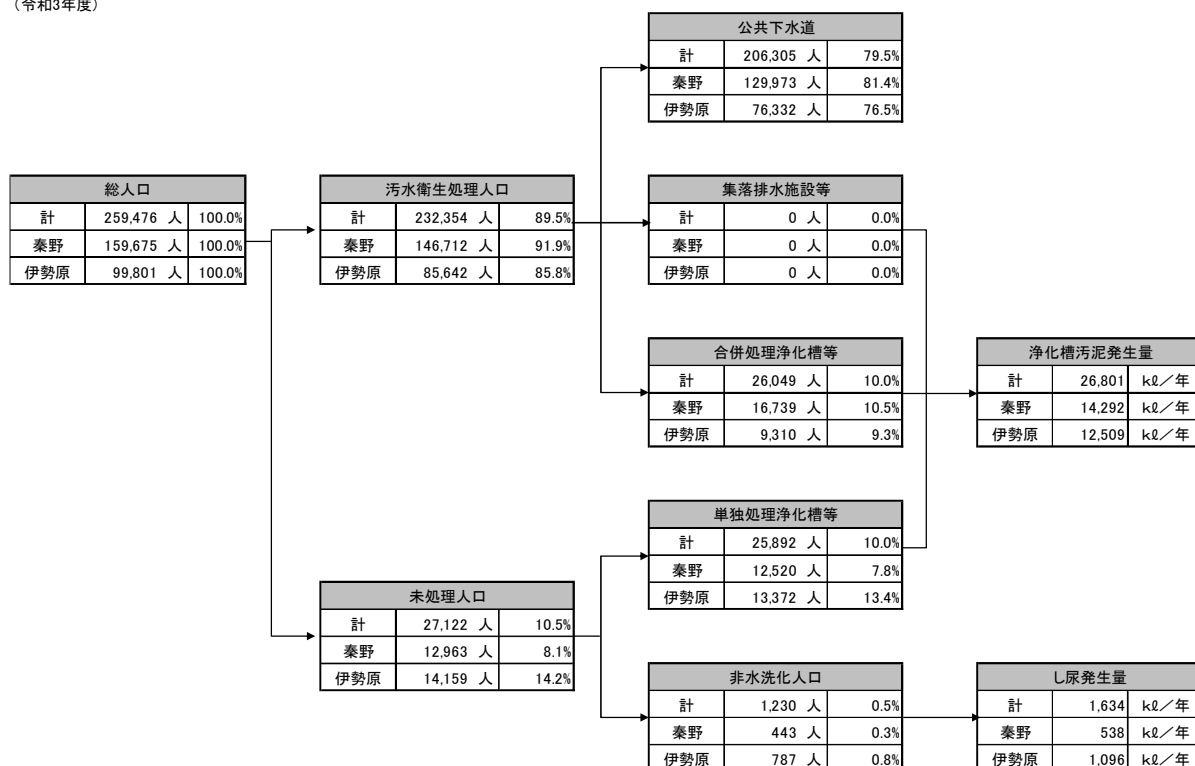
(2) 生活排水処理の現状

秦野・伊勢原地域における令和3年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で259,476人であり、汚水衛生処理人口（令和3年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は、232,354人、汚水衛生処理率89.5%である。し尿発生量は1,634kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は26,801kℓ/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は28,435kℓ/年で、発生量の100.0%である。

秦野市における生活排水処理対象人口は、全体で159,675人であり、汚水衛生処理人口は、146,712人、汚水衛生処理率91.9%である。し尿発生量は538kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は14,292kℓ/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は14,830kℓ/年で、発生量の100.0%である。

伊勢原市における生活排水処理対象人口は、全体で99,801人であり、汚水衛生処理人口は、85,642人、汚水衛生処理率85.8%である。し尿発生量は1,096kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は12,509kℓ/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は13,605kℓ/年で、発生量の100.0%である。

（令和3年度）



（端数処理等の都合上、合計が一致しない場合があります。）

図2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の期間においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組むものとする。

また、令和10年度における目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図3のとおりである。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標	現状（割合※1） （令和3年度）	目標（割合※1） （令和10年度）
排 出 量		
事業系 総排出量	12,773トン	12,844トン（0.6%）
1事業所当たりの排出量※2	1.5トン / 事業所	1.5トン / 事業所（0.0%）
生活系 総排出量	61,668トン	59,695トン（-3.2%）
1人当たりの排出量※3	180kg / 人	170kg / 人（-5.6%）
合 計 事業系生活系排出量合計	74,441トン	72,539トン（-2.6%）
再 生 利 用 量		
直接資源化量	14,313トン（19.2%）	15,611トン（21.5%）
総資源化量	21,702トン（28.0%）	25,805トン（34.0%）
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	26,195MWh —	26,195MWh —
エ ネ ル ギ ー 回 収 量 （年間の発電電力量及び熱利用量）		
減 量 化 量	51,604トン（69.3%）	48,750トン（67.2%）
最 終 処 分 量	4,170トン（5.6%）	1,325トン（1.8%）
埋立最終処分量		

事業所数：8,604事業所 令和3年経済センサス

人口：R3 263,213人、R10 258,867人

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 （1事業所当たりの排出量）＝{（事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）} / （事業所数）

※3 （1人当たりの排出量）＝{（生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量）} / （人口）

（用語の定義）

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕

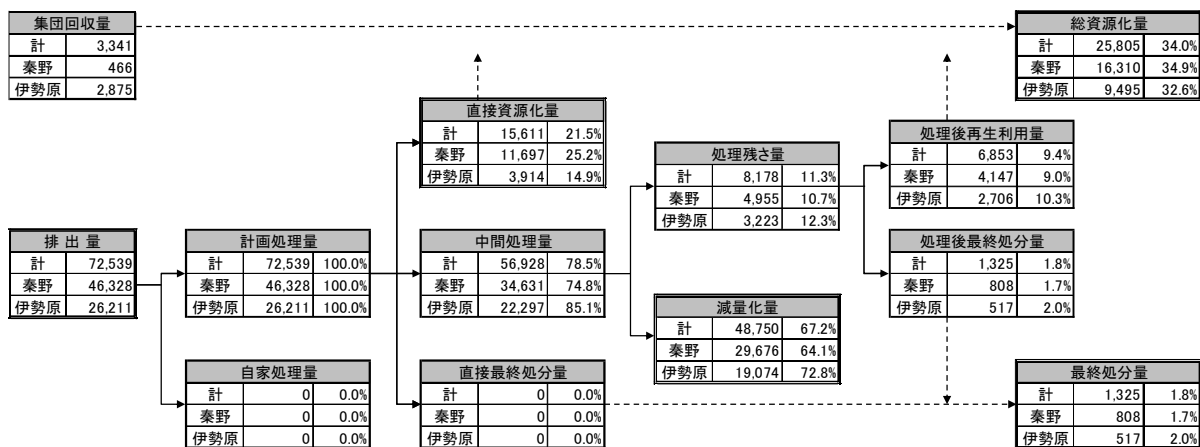
総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減 量 化 量：中間処理量と処理残さ量の差〔単位：トン〕

最 終 処 分 量：埋立処分された量〔単位：トン〕

（令和10年度）



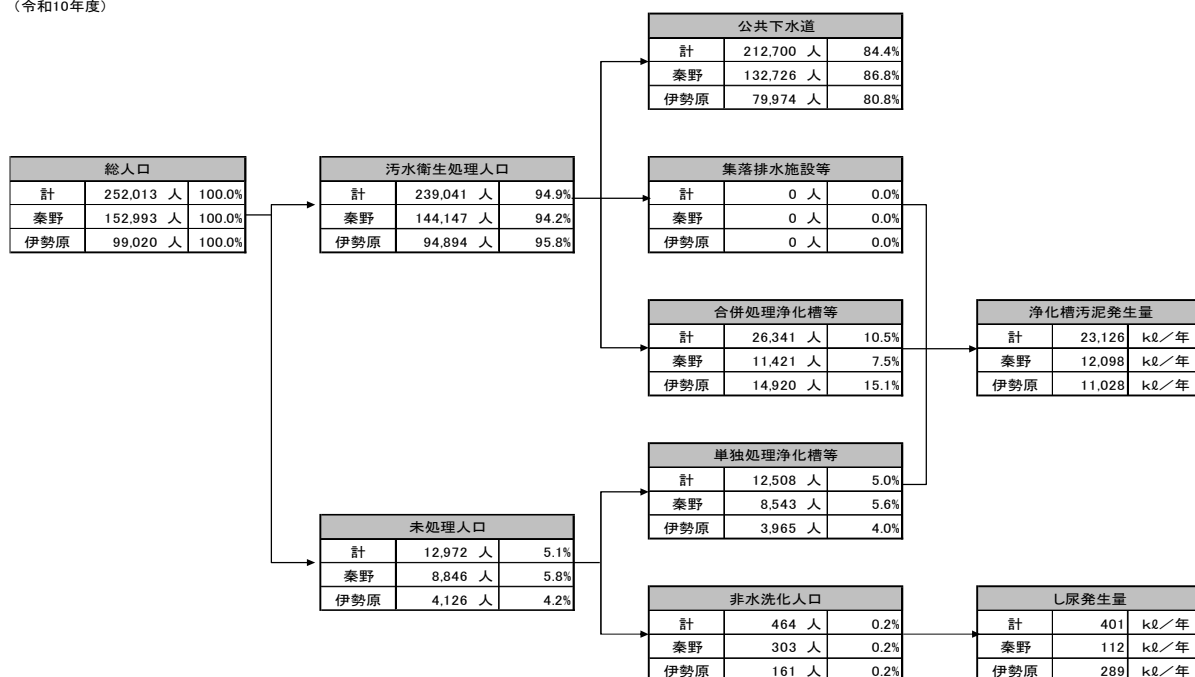
(4) 生活排水処理の目標

秦野・伊勢原地域における生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めるものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分			令和3年度実績	令和10年度目標
処理形態別人口	公共下水道	秦野市	129,973 人 (81.4%)	132,726 人 (86.8%)
		伊勢原市	76,332 人 (76.5%)	79,974 人 (80.8%)
		合 計	206,305 人 (79.5%)	212,700 人 (84.4%)
	農業集落排水施設等		0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	秦野市	16,739 人 (10.5%)	11,421 人 (7.5%)
		伊勢原市	9,310 人 (9.3%)	14,920 人 (15.1%)
		合 計	26,049 人 (10.0%)	26,341 人 (10.5%)
	未処理人口	秦野市	12,963 人 (8.1%)	8,846 人 (5.8%)
		伊勢原市	14,159 人 (14.2%)	4,126 人 (4.2%)
		合 計	27,122 人 (10.5%)	12,972 人 (5.1%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	秦野市	538 kℓ	112 kℓ
		伊勢原市	1,096 kℓ	289 kℓ
		合 計	1,634 kℓ	401 kℓ
	浄化槽汚泥量	秦野市	14,292 kℓ	12,098 kℓ
		伊勢原市	12,509 kℓ	11,028 kℓ
		合 計	26,801 kℓ	23,126 kℓ
合 計	合 計	秦野市	14,830 kℓ	12,210 kℓ
		伊勢原市	13,605 kℓ	11,317 kℓ
		合 計	28,435 kℓ	23,527 kℓ

(令和10年度)



（端数処理等の都合上、合計が一致しない場合があります。）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 生ごみ自家堆肥化の推進

秦野市では、生活系可燃ごみの約40%を占める生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入者に対し、購入費の一部を補助している。なお、令和元年度には補助率及び補助上限額を引き上げており、今後も家庭から出る生ごみの減量を促進する。

伊勢原市では、生ごみ処理機器購入者に対し、購入費の一部を補助している。平成28年度からは、補助金額や補助対象品を拡大しており、今後も更なる生ごみの減量を促進する。

イ 生ごみの水切りの徹底

秦野市では、ごみの減量及び焼却施設への負荷を軽減するため、市広報紙、ごみ減量通信などを通じて引き続き周知するとともに、廃棄物減量等推進活動説明会に加え、自治会等の会合に出向き周知するなど、今後も様々な場所での周知を図る。

伊勢原市では、燃やすごみの内、35.3%を占める生ごみの減量を促進するため、水切りの徹底について、引き続き、市広報紙や市政出前ミーティングなどの機会を通し、広く周知する。

ウ ごみの有料化制度導入の検討

令和5年度末に可燃ごみ焼却処理の1施設体制へ移行するため、両市において一層の減量・資源化施策を継続、強化する。なお、焼却対象量が令和3年度までに計画どおり進まない場合には、ごみの有料化制度導入の具体的な検討を進めることとしていたが、草木類などの資源化推進を図ったことにより、ごみ処理基本計画の計画値と比べ減量が順調に進んでいることから令和3年度時点では検討を見送ることとした。今後、情勢の変化が生じたり、計画どおりの減量が難しい場合は、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進する観点から、生活系ごみの有料化導入に向けた収集方法や料金設定等の具体的な条件の検討を進める必要がある。

エ 木質系粗大ごみの再使用・資源化の推進

両市では、粗大ごみを再使用するイベント(秦野市：リユース！もったいないDay！伊勢原市：リサイクルフェア)を行うほか、粗大ごみとして焼却していた木質系粗大ごみをチップ化することなどで資源化する。

また、収集方法の効率化や、解体・分別作業の強化について検討を行うなど、引き続き再使用・資源化の取組を推進する。

オ 草木類の資源化推進

秦野市では、これまで分別収集してきた剪定枝に加えて、平成30年6月から本町地区など一部の区域を対象として、また、平成31年4月から全区域で草類の分別収集を開始し、家庭から出る草木類の資源化を実施している。

伊勢原市では、平成29年度から剪定枝の資源化を開始した。平成31年度から刈草、落ち葉を加えた草木類の資源化を実施しており、更なる資源化量の拡大に向け収集方法等の検討を行う。また、剪定枝を粉砕して資源化する剪定枝粉砕機の無料貸出も継続する。

カ マイバッグ運動の拡充

秦野市では、市広報紙、市ホームページ、ごみ減量通信等による情報発信や各種イベントにおけるマイバッグ配布などを通じたマイバッグ運動を引き続き推進し、普及啓発活動に努める。

伊勢原市では、引き続き、市政出前ミーティング等の機会を通してマイバッグ運動の普及啓発を行い、レジ袋削減を促進する。

キ 事業系ごみの排出抑制・減量化

秦野市では、令和2年度から3年度にかけて実施した市内全事業所約3,200社への訪問調査を基に、改善が必要な事業者に対し継続した指導を行うとともに、優良事業所等に対する認定制度を活用して、事業者の減量意識向上を図る。また、多量排出事業者（1か月に2トン以上の事業系ごみを排出する事業者）については、事業所ごとのごみ量の推移を把握し、その量の増加が著しい場合は個別指導を実施する。さらに、過剰包装の抑制、逆流通システムの整備（店頭回収など）、再生資源の利用、事業系生ごみの資源化などのごみを出さない事業活動への転換を促進する。

伊勢原市では、事業系ごみの減量を推進するため、排出基準の見直しを検討するとともに、搬入物の内容検査を強化し、市で作成した手引き書を配布するなど、適正処理に向けた啓発を実施する。また、事業者から減量化等に係る計画書の提出を求め、事業所ごとのごみ量の推移を把握するとともに、立ち入り調査や実地指導を強化し、排出抑制を促進する。

ク 環境教育・環境学習の推進

秦野市では、学校教育や関係機関と連携して、出前講座や施設見学等により環境教育や環境学習の充実に努めている。また、自治会を対象とした廃棄物減量等推進活動説明会を開催し、ごみ処理の現状、ごみの分別等に関する情報提供や意見交換を行うほか、ごみに関する様々な情報提供を行う「ごみ減量通信」を自治会回覧及び市ホームページに公開するとともに、まつり等のイベントにおいて、家庭での生ごみ処理機普及活動やレジ袋削減キャンペーンを実施している。さらに、小学校4年生を対象に、ごみの減量と資源の分別についての啓発活動を行っている。今後も、自治会や地域、学校等の教育機関と連携して、ごみに関する情報の周知やボランティアの育成などを図り、ごみ問題への関心を高めるための環境教育を推進する。

伊勢原市では、市政出前ミーティングやシティプロモーションツアーなどの機会を通じて、ごみ処理やごみ減量化・資源化に関する取組について説明している。今後もこうした環境教育や生涯学習の場を積極的に設け、環境問題等に対する市民の意識向上と行動の定着化を促進する。

二市組合では、はだのクリーンセンターの施設見学や、公募型の施設見学会である「クリセフェスタ」等を実施し、ごみ処理の仕組みや発電をはじめとしたサーマルリサイクル、また、焼却灰の資源化等ごみの適正処理や環境負荷の低減につながる情報を提供することで、ごみ減量や適正処理等について取組意識の醸成を図る。

ケ 集団資源回収の促進

集団資源回収は、資源物の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果がある。

秦野市では、市広報紙やごみ減量通信などにより集団資源回収への参加を促進する。

また、PTA、自治会、子ども会などで資源回収をしている団体に対して奨励金を交付し、地域の活動を支援する。

伊勢原市では、自治会等の協力により収集場所に集められた缶類等の資源を民間の事業者が収集運搬する集団資源回収を実施している。今後もこのような市民・事業者と連携した取組を通し、効率的かつ効果的な資源回収に努める。

コ その他の排出抑制、再使用の推進

両市では、分別収集している廃食用油を民間委託により、バイオディーゼル燃料等へ資源化することで、減量化を図る。また、容器包装プラスチック及びペットボトルは、国の指定法人を通して資源化しているため、国の基準に合わせ、民間委託等によるバール化（圧縮梱包）を実施する。また、携帯電話やゲーム機等の使用済小型家電については、引き続き、公共施設等に設置する回収ボックスによる拠点回収を行い、基盤からレアメタルなどの有用金属を回収する「小型家電リサイクル事業」に取り組むことで、排出抑制、環境負荷の低減に努める。

秦野市では、資源物を出しやすくするため、収集日に加え、表3のとおり環境資源センター、公民館（一部除く）、本町、大根、鶴巻、南、西地区にストックハウスを設けている。また、自己搬入や戸別収集により収集した粗大ごみを再使用するイベント（リユース！もったいないDay！）を実施するなど再使用を推進する。

表3 資源物のストックハウス

		搬入できる日時等	搬入できる資源物
環境資源センター（名古屋409番地）		12月29日から1月3日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで （ただし、鶴巻地区は鶴巻公民館の開館日時による）	容器包装プラスチック、ペットボトル、古紙類、衣類・布類 ※環境資源センターのみ ビン、カン、蛍光灯なども持ち込み可
本町地区（大道バス停前交差点付近）			
大根地区（南矢名1020-3）			
鶴巻地区（鶴巻公民館第3駐車場）			
南地区（南が丘5-2-18）			
西地区（旧西公民館跡地）			
公民館	東、渋沢、堀川、北、上	各公民館の開館日時による	同上
	南、南が丘		容器包装プラスチック
	大根		容器包装プラスチック、ペットボトル

伊勢原市では、粗大ごみとして排出されたもののうち、簡易な修繕により利用可能な家具等については、市シルバー人材センターと協定を締結し、再生販売を実施している（令和3年度実績：196点）。今後は、粗大ごみのリユース事業及び環境教育等の活動拠点の整備を検討するなど、ごみの減量化・資源化を推進する。

サ 生活排水対策

両市では、小型合併処理浄化槽への補助制度や、浄化槽の適正管理を推進するため、市広報誌やホームページへの掲載等により啓発を図る。

秦野市では、昭和63年度から市民の河川浄化に対する意識の啓発を図るため、7月を河川浄化月間とし、葛葉川美化清掃、四十八瀬川環境ウォーク、金目川環境ウォークなど、地域や学校と連携した河川浄化活動を推進している。

伊勢原市では、生活排水対策について、定期的な広報・啓発活動を実施し、広く市民へ周知する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

両市では、生ごみについて、生ごみ処理機の購入助成などの排出抑制策を実施しているが、それ以外の大部分は可燃ごみとして焼却している。今後、循環型社会の構築に資するため、更なる資源化手法について、収集処理体制等を含めた調査研究を進める。

二市組合では、はだのクリーンセンター（処理能力：200t/日）、及び伊勢原清掃工場90t/日焼却施設で可燃ごみを焼却処理している。この内、90t/日焼却施設は竣工から35年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、引き続き、適切な維持管理に努めるとともに、令和5年度末に同施設を稼働停止し、可燃ごみ焼却処理の1施設体制へ移行する。したがって、焼却対象ごみをはだのクリーンセンターのみで処理可能な相当量まで減らす必要があるため、今後も両市と連携し、一層のごみ減量・資源化施策を推進する。また、不燃・粗大ごみを処理する二市組合の伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設については、竣工から50年が経過しているため、老朽化が進んでおり、処理効率や作業環境上の問題を抱えている。今後、施設整備を含めた将来的な処理体制の検討を進める。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

両市及び二市組合では、引き続き、生活系ごみの分別区分に準じ、収集・処理を行う。

秦野市では、1か月に2トン以上の事業系ごみを排出する事業者を多量排出事業者として毎年指定し、「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任、減量化及び資源化計画書の提出等の義務づけを行うことで、事業系ごみの管理、減量・資源化について指導を行っている。また、訪問調査の結果を基に、改善が必要な事業者に対する指導を継続するとともに、優良事業所等認定事業者を拡大し、事業者の減量意識向上を図る。

伊勢原市では、許可業者による収集を原則としているが、やむを得ない事情がある場合に限り、生活系ごみと同様に市が収集を行っている。市に収集を依頼する場合は、届出書を提出させ、1日平均10キログラム以上のごみを排出する事業者からは処理手数料を徴収している。今後は、許可業者による収集への転換を促進するとともに、指定ごみ袋導入など有料化施策導入の検討を進める。また、適正排出及び自己処理責任の徹底を図るため、指導マニュアルを配布し、事業者の積極的な取組を促すとともに、不定期に検査や指導を行う。なお、秦野市と同様に1か月に2トン以上の事業系ごみを排出する事業者を多量排出事業者指定し、事業所ごとのごみ量推移の把握に努めている。ごみ量の増加が著しい事業者に対しては、個別指導等を通してごみの排出抑制を促進する。

ウ 生活排水処理の現状と今後

両市では、下水道整備地域での未接続世帯の早期接続を促進するとともに、引き続き、公共下水道が整備されていない地域等で合併処理浄化槽の普及促進に努める。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ 令和5年度末に焼却処理の1施設体制へ移行するため、更なるごみの減量・資源化施策を推進する。
- ◇ 多量排出事業者に対し、計画管理を行うことで、事業系ごみの発生を抑制する。
- ◇ 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進に努める。

表4 秦野市、伊勢原市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(令和3年度)						今後(令和10年度)					
秦 野 市			伊勢原市			秦 野 市			伊勢原市		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	秦野市伊勢原市環境衛生組合 はだのクリーンセンター	可燃ごみ	焼却	秦野市伊勢原市環境衛生組合 ・伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設 ・はだのクリーンセンター	可燃ごみ	焼却	秦野市伊勢原市環境衛生組合 はだのクリーンセンター	可燃ごみ	焼却	秦野市伊勢原市環境衛生組合 ・はだのクリーンセンター
不燃ごみ	破碎・選別	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設	不燃物	破碎・選別	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ	破碎・選別	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設	不燃物	破碎・選別	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設
粗大ごみ			粗大ごみ			粗大ごみ			粗大ごみ		
					破碎・選別施設 家具再生工房						破碎・選別施設 家具再生工房
容器包装プラスチック	リサイクル	資源化事業者	資源 (ペットボトル、容器 包装プラスチック、ガラスびん)	リサイクル	資源リサイクルセンター	プラスチック	リサイクル	資源化事業者	資源 (ペットボトル、プラスチック、ガラスびん)	リサイクル	資源リサイクルセンター
ペットボトル						ペットボトル					
資源物(古紙類、衣類・布類、カン、ビン、廃食用油など)			資源(新聞、雑誌・書籍など)			資源物(古紙類、衣類・布類、カン、ビン、廃食用油など)			資源(新聞、雑誌・書籍など)		
蛍光灯など※		秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設	有害物※ (蛍光管など)	リサイクル	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設	蛍光灯など※	リサイクル	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設	有害物※ (蛍光管など)	リサイクル	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場 粗大ごみ処理施設
小型家電						小型家電					
草木類			草木類・布団・小型家電・木質系粗大ごみ			草木類			草木類・布団・小型家電・木質系粗大ごみ		
		資源化事業者			資源化事業者			資源化事業者			資源化事業者

※ 秦野市の「蛍光灯など」及び伊勢原市の「有害物(蛍光管など)」のうち、蛍光灯(管)、乾電池及び水銀式体温計については、二市組合で一時保管後、資源化事業者で処理を実施する。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置 予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	マテリアルリサイクル推進施設 秦野市伊勢原市 環境衛生組合 不燃・粗大ごみ処理 施設（予定）	不燃・粗大ごみ処理施設 整備事業 (180t/日焼却施設解体工 事含む)	未定	伊勢原市 三ノ宮 1918番地	R7～R8 (R7～R15)	—

(整備理由)

事業番号1 現有の粗大ごみ処理施設が老朽化しており、更新施設を整備する必要があるため。

表6 現有処理施設の概要

番号	施設名・種類	処理する 廃棄物	処理能力	所在地	竣工 年度	備考
1	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場180t/日焼却施設 (可燃ごみ処理施設)	可燃ごみ	180t/日	伊勢原市 三ノ宮1918番地	S51	H26 廃止済
2	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場90t/日焼却施設 (可燃ごみ処理施設)	可燃ごみ	90t/日	伊勢原市 三ノ宮1918番地	S60	
3	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場不燃・粗大ごみ処理施設 (不燃・粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ	手選別 10t/5h 破砕機 30t/5h 圧縮機 12t/5h	伊勢原市 三ノ宮1918番地	S46	
4	秦野市伊勢原市環境衛生組合 はだのクリーンセンター (高効率ごみ発電施設)	可燃ごみ	200t/日	秦野市 曾屋4624番地	H24	
5	秦野市伊勢原市環境衛生組合 栗原一般廃棄物最終処分場 (最終処分場)	焼却残さ	175,000 m ³	伊勢原市 三ノ宮2854番地	H4 H10	第1期 第2期
6	伊勢原市資源リサイクルセンター (マテリアルリサイクル推進施設) (プラスチック製容器包装等中間処理)	プラスチック類	4.5t/日	伊勢原市 下糟屋1280番地	H20	

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽への移行計画

事業 番号	事 業 名		直近の整備済 基数（基） （令和3年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間	国土強靱化
2	浄化槽設置整備事業 （個人設置型）	秦野市	1,857	30	180	R5～R9	秦野市国土強 靱化地域計画
		伊勢原市	1,332	30	215	R5～R9	—
—	浄化槽市町村整備推進事業		—	—	—	—	
—	その他地方単独事業		—	—	—	—	
合 計			3,189	60	395	—	

注：記載数値は、建築行為を伴わない家庭用小型合併浄化槽の設置基数等

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表8のとおり計画支援事業を行う。

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業期間)
3	秦野・伊勢原地域マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る180t/日焼却施設解体工事発注支援事業	発注仕様書等作成	R6
	秦野・伊勢原地域マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る用地調査事業	地質調査	R9
	秦野・伊勢原地域マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る設計等業務事業	事業方式の検討・基本設計・発注仕様書等作成	R9 (R9～R12)
	秦野・伊勢原地域マテリアルリサイクル推進施設整備（事業番号1）に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査（事後調査含む）	(R11～R16)

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア 廃家電のリサイクルに関する事項

両市では、廃家電のリサイクルについて、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、市民に対する適正排出の啓発を行う。

イ 不法投棄対策に関する事項

秦野市では、監視カメラの設置や、不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会による活動、市民・事業者・行政が一体となったごみの持ち帰り運動を推進するなど、不法投棄対策の徹底を図る。また、飲料用の空容器の散乱を防止するため、販売店等に対し空容器回収箱の設置を求める。

伊勢原市では、ポイ捨てや不法投棄の防止を徹底するため、神奈川県や伊勢原市廃棄物減量等推進員と連携してパトロールを実施している。不法投棄が頻繁に確認される場所には、監視カメラや看板を設置するとともに、様々な媒体を活用した啓発を実施することで、今後も良好な生活環境の保全に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

秦野市では、平時の備えから発生時の切迫性が指摘されている都心南部直下地震、神奈川県西部地震、東海地震等の大規模災害における対応までを想定した「秦野市災害廃棄物等処理計画」を平成29年度に改定し、令和2年度には初動対応マニュアルを策定した。また、国、県、協定を締結している自治体、民間事業者等と連携し、災害からの早期の復旧・復興のため、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理する体制を整備する。

伊勢原市では、「災害廃棄物対策指針」、「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「伊勢原市地域防災計画」に基づき、災害への平時の備えの明確化及び発生後の適正かつ円滑な対応による早期の復旧・復興を図るため、令和3年3月に伊勢原市災害廃棄物等処理計画を策定した。災害時の廃棄物処理については、秦野市及び二市組合と相互協力を行うとともに、国、県、協定を終結している自治体との相互援助や民間事業者等に応援を要請し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を構築する。

二市組合では、地震等の大規模災害が発生した際も安定的なごみ処理を継続するため、日頃から起こり得る被害を想定し、万全な施設維持管理を徹底するとともに、両市と一層連携し、緊急時に備えた搬入・処理方法の検討を進める。また、近隣市町との間で締結した協定に基づき、災害や事故等、不測の事態が生じた場合において、処理や資機材等の相互援助を行い、有事における適正なごみ処理体制の確保に努める。令和2年度に秦野市、伊勢原市とともに、民間事業者との間で締結した「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」に基づき、有事における適正なごみ処理体制の確保に努める。

エ 屋外焼却（野焼き）に関する事項

屋外焼却は、廃棄物処理法等により一部の例外を除き禁止されているが、依然として屋外焼却が見受けられる。両市では、環境保全の観点も踏まえ、屋外焼却の禁止を徹底する啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携をし、適切な指導を行う。

オ 排出禁止物に関する事項

両市では、排出禁止物が収集場所に出されないように、今後もごみ持ち出しルールを徹底するための取組を推進する。

秦野市では、適正処理困難物が収集場所に出されないように、ごみ出しルールを徹底するとともに、適正処理困難物を扱える事業者等を周知する。

伊勢原市では、排出禁止物について事業者及び関係機関との連携を密にし、ガイドラインを作成する等の対策を講じることにより、適正処理を促進する。

カ 地球温暖化等の環境配慮に関する事項

両市では、脱炭素社会や自然共生社会の実現に向けた効率的な収集運搬や処理方法の検討を進め、ごみの収集運搬及び処理過程において発生する温室効果ガスを削減する。

二市組合では、はだのクリーンセンターにおいて、ごみを焼却する際に発生する熱を活用し、発電を行っている。今後も安定した焼却処理を継続することで、効率的にエネルギー回収を行い、温室効果ガス削減に向けた取組を推進する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

両市及び二市組合は、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、神奈川県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1(令和4年度)

1 地域の概要

(1)地域名	秦野・伊勢原地域	(2)地域内人口	263,012人	(3)地域面積	159.32km ²
(4)構成市町村名等	秦野市、伊勢原市、秦野市伊勢原市環境衛生組合	(5)地域の要件※	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：秦野市、伊勢原市				設立年月日：昭和36年5月20日

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位			年度					過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度						
排出量	事業系	総排出量(トン)	13,997	14,227	14,114	12,609	12,773	12,844	(0.6%)					
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	(0.0%)					
	生活系	総排出量(トン)	63,689	62,788	62,595	63,912	61,668	59,695	(-3.2%)					
		1人当たりの排出量(kg/人)	199	192	183	188	180	170	(-5.6%)					
	合計	事業所系生活系排出量合計(トン)	77,686	77,015	76,709	76,521	74,441	72,539	(-2.6%)					
再生利用量	直接資源化量(トン)		10,226	11,264	13,749	14,245	14,313	15,611	(13.2%)					
	総資源化量(トン)		16,746	17,541	21,880	22,304	21,702	25,805	(20.3%)					
エネルギー回収量		エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	27,466	26,719	26,653	25,857	26,195	26,195						
最終処分量		埋立最終処分量(トン)	6,657	6,403	4,184	4,239	4,170	1,325	(8.6%)					

令和10年度の推計人口は、両市のごみ処理基本計画による。 秦野市159,569人 伊勢原市99,053人 計258,622人

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種類	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
可燃ごみ処理施設	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場180t/日焼却施設	二市組合	全連続燃焼式 ストーカ方式	180t/日	S51.5	平成26年5月 廃止	R7～R8	浸水の危険なし	
可燃ごみ処理施設	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場90t/日焼却施設	二市組合	全連続燃焼式 ストーカ方式	90t/日	S60.11	令和5年度末までに運転終了予定	－	浸水の危険なし	
不燃・粗大ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設)	秦野市伊勢原市環境衛生組合 伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設	二市組合	選別・破碎・圧縮	手選別10t/5h 破碎機30t/5h 圧縮機12t/5h	S47.1	令和15年度稼働停止予定	－	浸水の危険なし	
高効率ごみ発電施設	秦野市伊勢原市環境衛生組合 はだのクリーンセンター	二市組合	全連続燃焼式 ストーカ方式	200t/日	H25.1	－	－	浸水の危険なし	
最終処分場	秦野市伊勢原市環境衛生組合 栗原一般廃棄物最終処分場	二市組合	焼却残渣	175,000m ³	H5.5 H11.3	令和5年度埋立終了	－	浸水の危険なし	
マテリアルリサイクル 推進施設	伊勢原市資源リサイクルセンター	伊勢原市	圧縮、選別・梱包等	4.5t/日	H20.11	－	－	浸水の危険なし	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種類	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
マテリアルリサイクル推進施設	秦野市伊勢原市環境衛生組合 不燃・粗大ごみ処理施設(予定)	二市組合	選別・破碎・圧縮・保管	未定	令和15年度	施設の老朽化	有 (伊勢原清掃工場180t/日焼却施設)	R7～R8	浸水の危険なし	－	伊勢原清掃工場180t/日焼却施設の跡地に整備

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		年度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度
総人口	合計		262,583	261,851	261,149	260,031	259,476	252,013
	秦野		161,792	161,230	160,730	159,968	159,675	152,993
	伊勢原		100,791	100,621	100,419	100,063	99,801	99,020
公共下水道	合計	汚水衛生処理人口	204,110	205,964	206,641	206,731	206,305	212,700
		汚水衛生処理率	77.7%	78.7%	79.1%	79.5%	79.5%	84.4%
	秦野	汚水衛生処理人口	127,376	128,147	128,983	129,037	129,973	132,726
		汚水衛生処理率	78.7%	79.5%	80.2%	80.7%	81.4%	86.8%
	伊勢原	汚水衛生処理人口	76,734	77,817	77,658	77,694	76,332	79,974
		汚水衛生処理率	76.1%	77.3%	77.3%	77.6%	76.5%	80.8%
集落排水施設等	合計	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	秦野	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	伊勢原	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
		汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等	合計	汚水衛生処理人口	26,752	26,767	26,987	26,925	26,049	26,341
		汚水衛生処理率	10.2%	10.2%	10.3%	10.4%	10.0%	10.5%
	秦野	汚水衛生処理人口	17,144	17,137	17,203	17,052	16,739	11,421
		汚水衛生処理率	10.6%	10.6%	10.7%	10.7%	10.5%	7.5%
	伊勢原	汚水衛生処理人口	9,608	9,630	9,784	9,873	9,310	14,920
		汚水衛生処理率	9.5%	9.6%	9.7%	9.9%	9.3%	15.1%
未処理人口	合計		31,721	29,120	27,521	26,375	27,122	12,972
	秦野		17,272	15,946	14,544	13,879	12,963	8,846
	伊勢原		14,449	13,174	12,977	12,496	14,159	4,126

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業 （個人設置型）	秦野市	1,857	7,179	S61. 4	30	180	R10	
浄化槽設置整備事業 （個人設置型）	伊勢原市	1,332	5,666	S63. 4	30	215	R10	
浄化槽市町村整備推進事業								

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2（令和4年度）

事業種別	事業 番号	事業主体 名称	規模		事業期間交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考	
			単位	開始	終了		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 9年度
○ マテリアルリサイクル等 に関する事業							1,640,545			492,163	1,148,382		1,405,823			421,746	984,077	
不燃・粗大ごみ処理施設 整備事業（180t/日焼却 施設解体工事含む）	1	二市組合	-	-	R7	R8	1,640,545			492,163	1,148,382		1,405,823			421,746	984,077	全体事業期間：R7～ R15 解体：R7～R8
○ 浄化槽に関する事業							61,805	12,361	12,361	12,361	12,361	12,361	45,470	9,094	9,094	9,094	9,094	9,094
浄化槽設置 整備事業	2	秦野市	30	基	R5	R9	35,325	7,065	7,065	7,065	7,065	7,065	23,790	4,758	4,758	4,758	4,758	4,758
浄化槽設置 整備事業		伊勢原市	30	基	R5	R9	26,480	5,296	5,296	5,296	5,296	5,296	21,680	4,336	4,336	4,336	4,336	4,336
○ 施設整備に関する計画支 援事業							29,132		9,229	0	0	19,903	29,132		9,229	0	0	19,903
事業番号1に係る 計画支援	3	二市組合	-	-	R6	R9	29,132		9,229	0	0	19,903	29,132		9,229	0	0	19,903 全体事業期間：R6～ R16
合 計							1,731,482	12,361	21,590	504,524	1,160,743	32,264	1,480,425	9,094	18,323	430,840	993,171	28,997

秦野市伊勢原市環境衛生組合構成市町村：秦野市、伊勢原市

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	秦野市伊勢原市環境衛生組合
(2) 施設名称	秦野市伊勢原市環境衛生組合 不燃・粗大ごみ処理施設(予定) (180t/日焼却施設解体工事含む)
(3) 工期 ※1	解体：令和7年度 ～ 令和8年度 (令和7年度 ～ 令和15年度)
(4) 施設規模	処理能力 未定
(5) 処理方式	選別・破碎・圧縮・保管
(6) 地域計画内の役割 ※2	不燃・粗大ごみの中間処理
(7) 焼却施設解体工事 の有無	有 無

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	・ 不燃物（残さ） ・ 粗大ごみ・有価物（鉄類等） ・ 蛍光灯、乾電池 ・ その他処理困難物等
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	-
--------------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	-
---------------	---

(11) 総事業計画額 ※1	1, 6 4 0, 5 4 5 千円（全体：未定） うち、交付対象事業費 1, 4 0 5, 8 2 3 千円（全体：未定）
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

【参考資料様式 7】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	秦野市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	家屋が分散している地域や公共下水道の計画区域外の地域において、各市町が生活環境を保全するため、合併処理浄化槽の普及、整備を促進する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間)	令和5年度 ～ 令和9年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）ア（キ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 23,790千円

- 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (180人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	15基（75人分）	4,980千円	9,915千円	4,980千円
6～7人槽	15基（105人分）	6,210千円	12,810千円	6,210千円
8～10人槽				
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽以上				
宅内配管費	30基	9,000千円	9,000千円	9,000千円
撤去費	30基	3,600千円	3,600千円	3,600千円
雨水貯留槽 等再利用				
改築費（災害）				
改築費（長 寿命化）				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	30基（180人分） ※基数の合計には、宅内配 管費、撤去費、改築費を除 く。	23,790千円	35,325千円	23,790千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 神奈川県

(2) 事業主体名	伊勢原市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	家屋が分散している地域や公共下水道の計画区域外の地域において、各市町が生活環境を保全するため、合併処理浄化槽の普及、整備を促進する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間)	令和5年度 ～ 令和9年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 21,680千円

- 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (215人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	5基(25人分)	1,660千円	1,660千円	1,660千円
6～7人槽	20基(140人分)	8,280千円	13,080千円	8,280千円
8～10人槽	5基(50人分)	2,740千円	2,740千円	2,740千円
11～20人槽				
21～30人槽				
31～50人槽				
51人槽以上				
宅内配管費	30基	9,000千円	9,000千円	9,000千円
撤去費				
雨水貯留槽 等再利用				
改築費(災害)				
改築費(長 寿命化)				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	30基(215人分) ※基数の合計には、宅内配 管費、撤去費、改築費を除 く。	21,680千円	26,480千円	21,680千円

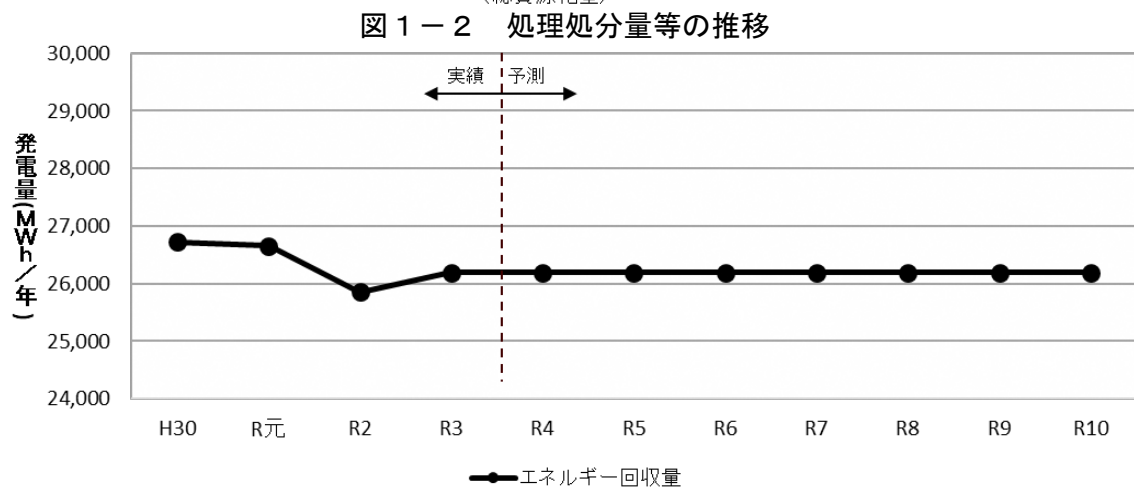
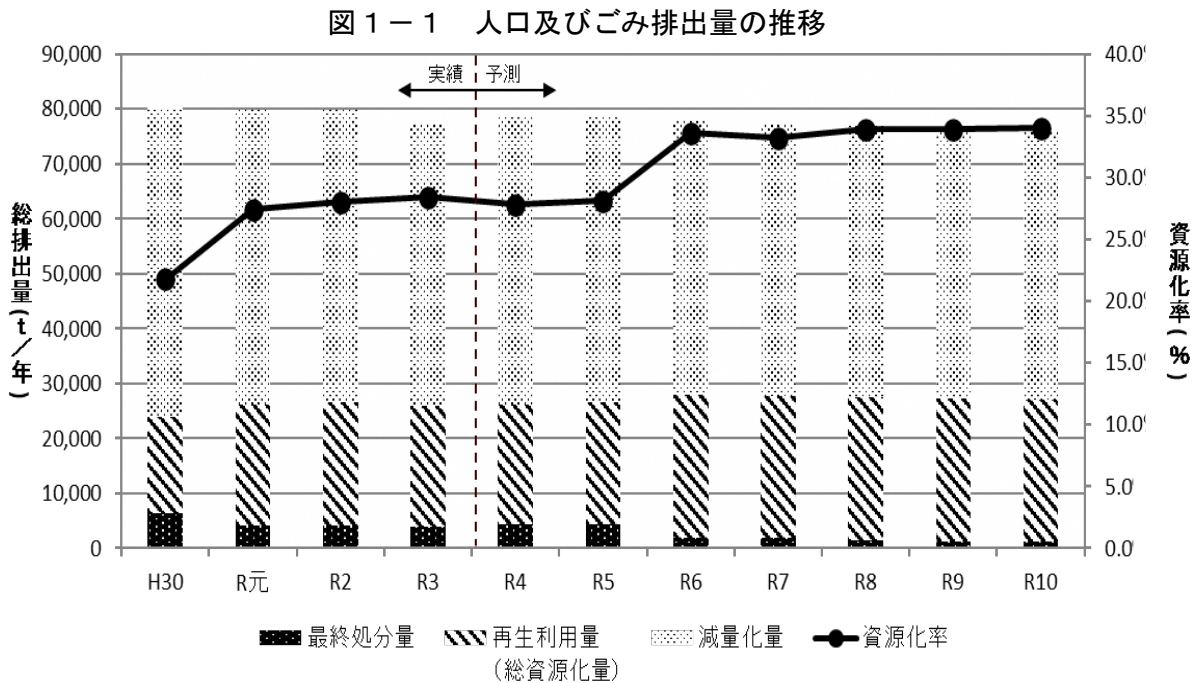
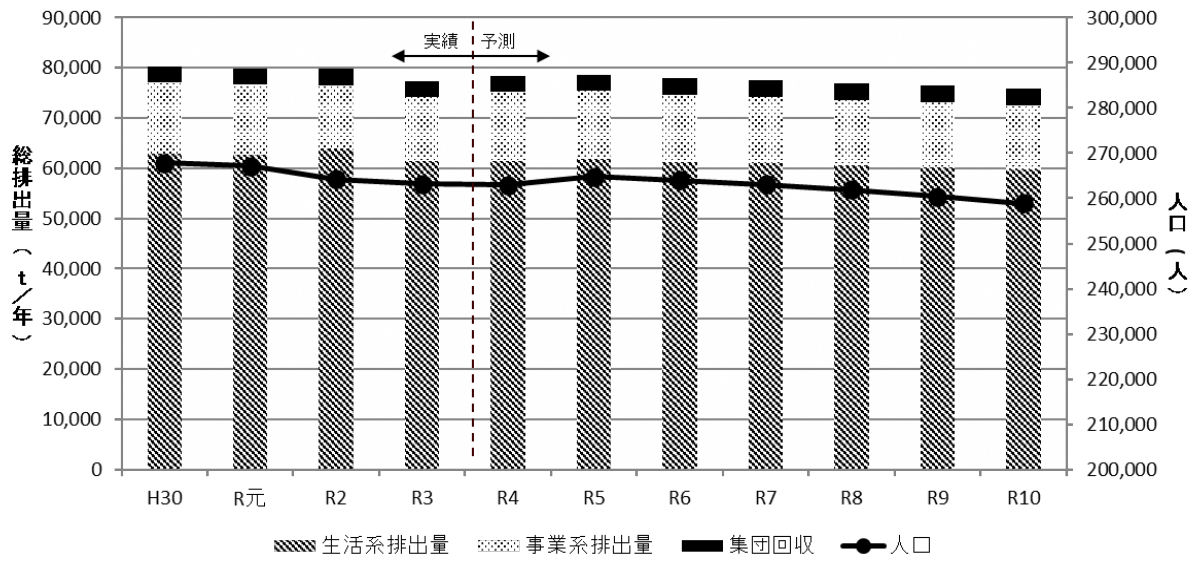
計 画 支 援 概 要

都道府県名 神奈川県

(1) 事業主体名	秦野市伊勢原市環境衛生組合			
(2) 事業目的	不燃・粗大ごみ処理施設整備（180t/日焼却施設解体工事含む）のため			
(3) 事業名称	秦野・伊勢原地域マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)に係る180t/日焼却施設解体工事発注支援事業	秦野・伊勢原地域マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)に係る用地調査事業	秦野・伊勢原地域マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)に係る設計等業務事業	秦野・伊勢原地域マテリアルリサイクル推進施設整備(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業
(4) 事業期間	令和6年度	令和9年度	令和9年度 (全体：令和9年度～令和12年度)	(全体：令和11年度～令和16年度)
(5) 事業概要	・発注仕様書等作成	・地質調査	・事業方式の検討 ・基本設計 ・発注仕様書等作成	・生活環境影響調査(事後調査含む)

(6) 総事業計画額	9,229 千円 うち、交付対象事業費 9,229千円	8,221 千円 うち、交付対象事業費 8,221千円	11,682千円 (全体：21,611千円) うち、交付対象事業費 11,682千円 (全体：21,611千円)	(全体：11,598千円) うち、交付対象事業費 (全体：11,598千円)
------------	-----------------------------------	-----------------------------------	--	--

添付資料 1 指標と人口との要因に関するトレンドグラフ



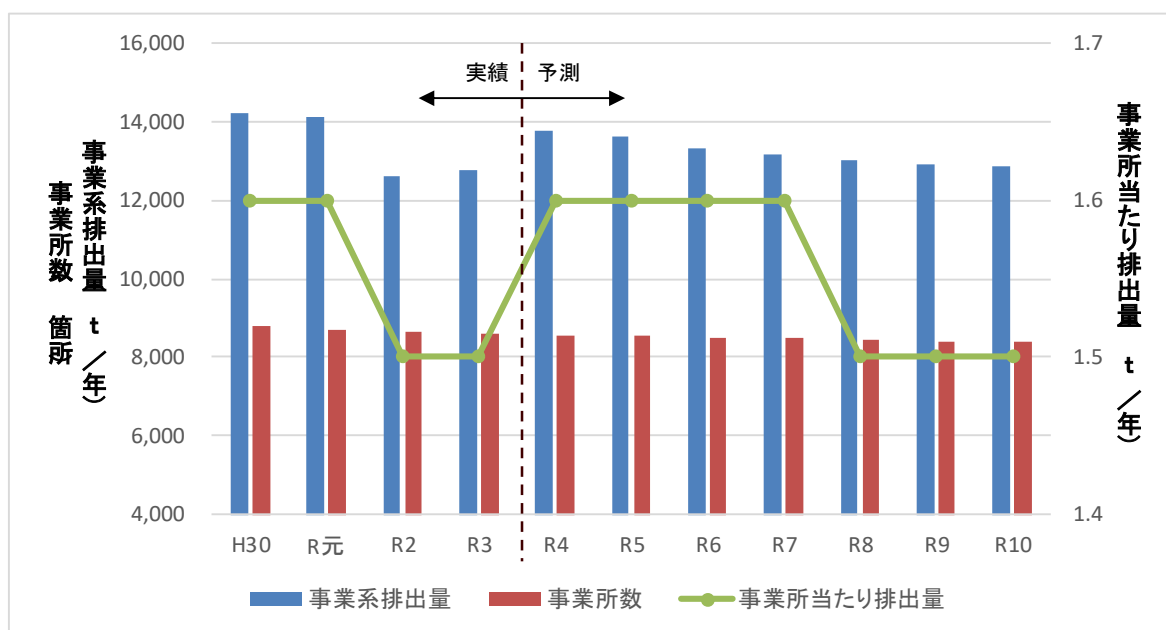


図 1－4 事業所数及び事業所当たり排出量の推移

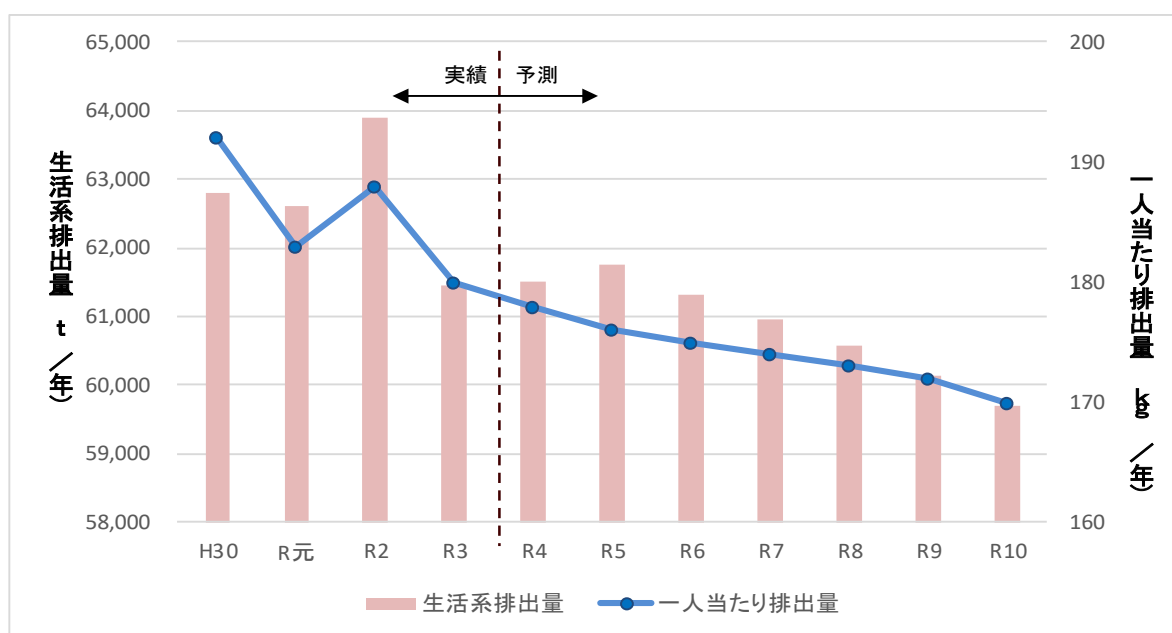
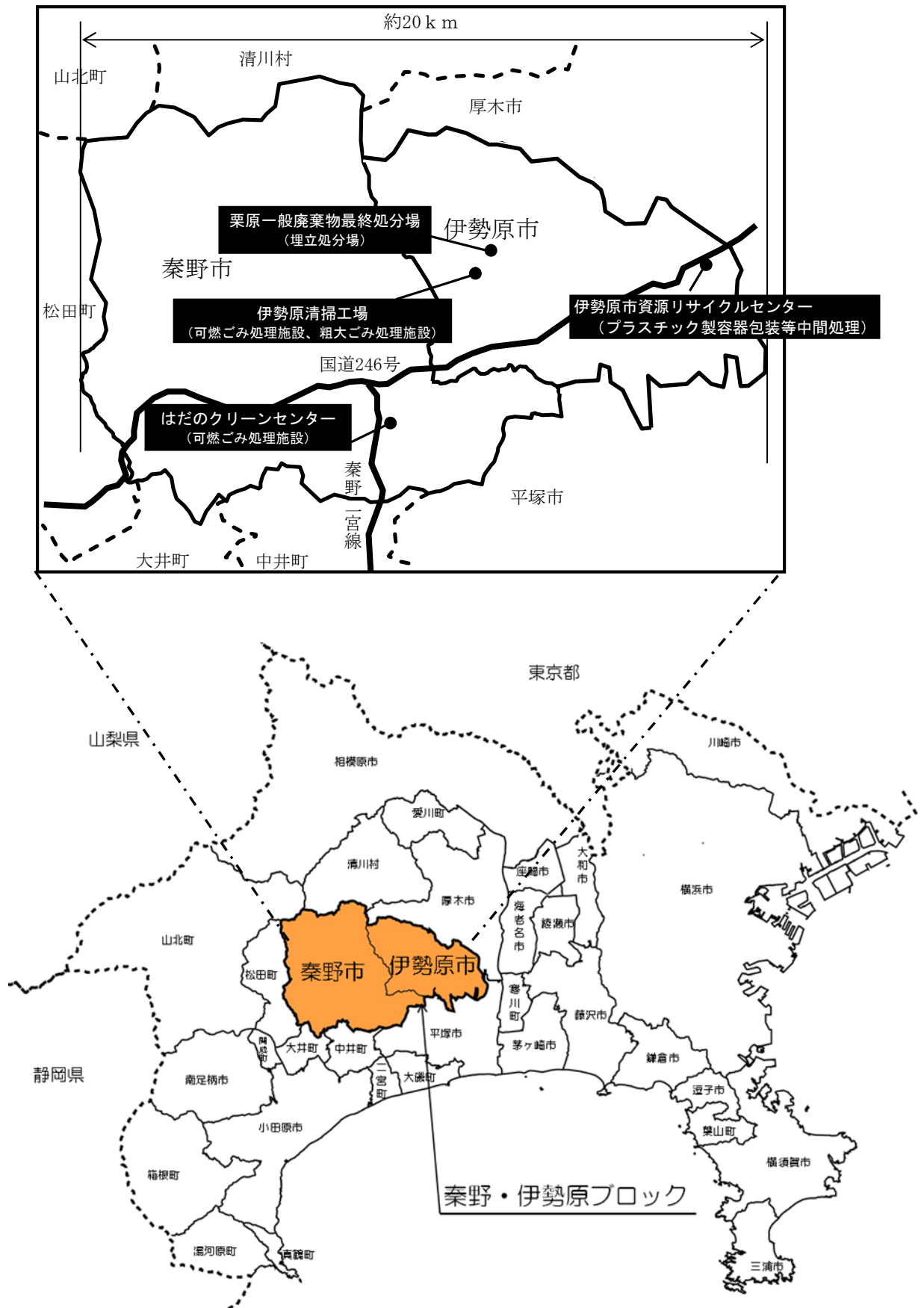


図 1－5 生活系ごみの 1 人当たり排出量の推移

添付資料 2 計画地内の施設の状況（現況）



秦野市本町地区防災マップ

この防災マップは、見やすくするために必要最小限の機能を掲載しています。掲載されていない情報（自治会費納付所、自主防災会避難倉庫など）については、各家庭で記入し有効活用してください。



はだのクリーンセンター
(可燃ごみ焼却施設)

- 凡 例**
- 本町地区区域界
 - 単位自治会区域界
 - 市役所(災害対策本部)
 - 広域避難場所(第一次避難所)
 - 指定緊急避難場所
 - 災害時緊急救助所
 - 避難所(文書・駐在所)
 - 消防分署
 - 消防団分団本部
 - 避難所(広域避難所)
 - 防災行政支援センター
 - 防災備置倉庫
 - 非常用飲料水貯水機
 - 公園
 - ヘリコプター臨時着陸場

1:10,000

広域避難場所	目 的
本町小学校 文京町1-5	乳牛第2 乳牛第3 乳牛第4 本町上宿 東郷 台町 仲宿
本町中学校 富士見町1-1	西の島 桜町 乳牛第1 上宿
東広小学校 末広町6-6	入船 山行 道の島 麓ノ前 御堂野田 河原町 中野 オッパ 秦野市くすね台
カルチャーパーク 総合体育館	下宿合 ライオンズガーデン南野 小金沢 落合東の一部 フローレンス/スレス野 日神ハステージ野 落合 道場下 日神ハステージ野中央
ヘリコプター臨時着陸場	平沢14B 曾根 是だの台 富士見町 タイパバレス野 新町 三屋 みなせ

伊勢原市

発行：伊勢原市企画課危機管理課
作成年月：令和3年3月

西部版

洪水・土砂災害
ハザードマップ

● 自宅周辺の災害危険度を知っておきましょう ●

このハザードマップは、洪水・土砂災害リスクがある区域などを示したものです。日ごろから自宅周辺の災害リスクがある区域を確認するとともに、いざという時の避難所や避難経路も確認しておきましょう。

避難行動についての書き込み欄

家の洪水・土砂災害リスク

震害	☐ 0.5m未満	☐ 0.5m以上～ 1.0m未満	☐ 1.0m以上～ 3.0m未満	☐ 3.0m以上～ 5.0m未満	☐ 5.0m以上
倒壊等 想定区域	☐ 河川の想定区域内 ☐ 河岸段崖の想定区域内 ☐ 想定区域外				
災害	☐ 特別警戒区域内 ☐ 警戒区域内 ☐ 警戒区域外				

緑の方法		新緑の竹林を堪能しましょう。	
緑の方法	☐ 立ち退き緑創(水平緑創)	☐ 壁内安全健康(垂直緑創)	☐ 壁に緑創
緑所		緑所内を堪能しましょう。 また、自宅から緑所まででの緑創や緑創を再開に歩いて堪能してみましょう。	
緑所	緑所		自宅～緑所まで



秦野市 国土強靱化地域計画



令和3年（2021年）3月策定

1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
治水対策（建設部（建設管理課、道路整備課）） 河川・水路の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する必要があります。
河川改修（建設部（道路整備課）） 準用河川を整備するにあたっては、1時間あたり50mmの降雨相当の計画規模を当面の目標として河川改修を行う必要があります。
排水施設の整備（上下水道局（下水道施設課）） 浸水防止対策の整備を促進する必要があります。
農業用施設等の整備（環境産業部（農業振興課）） 農業用施設の崩壊、土砂崩れ、湛水等により周辺住宅地等への二次災害を防止するため、農業用施設の整備を推進し安全性を確保する必要があります。
市街地の防災性向上（都市部（開発指導課）、建設部（道路整備課）） （再掲。評価結果は1-1に記載。）

1-5) 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
土砂災害対策（くらし安心部（防災課）） 豪雨や地震によるがけ崩れ、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、県に土石流対策（砂防事業）を要望するとともに、県とともにがけ崩れ対策（急傾斜地崩壊対策事業）を推進するほか、防災バトールを引き続き実施する必要があります。
治山対策（環境産業部（環境共生課）） 県に治山事業の実施要望をするとともに、森林が有する公益的機能（土砂災害防止、水源かん養等）が発揮されるよう適切に森林を整備・保全する必要があります。
治水対策（建設部（建設管理課、道路整備課）） （再掲。評価結果は1-4に記載。）
河川改修（建設部（道路整備課）） （再掲。評価結果は1-4に記載。）
農業用施設等の整備（環境産業部（農業振興課）） （再掲。評価結果は1-4に記載。）

ペット対策（環境産業部（生活環境課）） 大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策を行う必要があります。
災害救援ボランティア活動の充実強化（くらし安心部（市民活動支援課）） 東日本大震災においても、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う必要があります。
被災者相談の実施体制の整備（くらし安心部（市民相談人権課）） 地震発生直後の混乱期から復旧・復興が進む時期に至るまで、行方不明者のことや生活復興に関する事、事業の再開に関する事など、市民から多種多様な相談・要望等が寄せられることが想定されることから、相談窓口の開設や対応マニュアルの整備、関係機関との連携を進める必要があります。
復興対策マニュアルの整備（くらし安心部（防災課）） （再掲。評価結果は3-3に記載。）

8-4）新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
復興対策マニュアルの整備（くらし安心部（防災課）） （再掲。評価結果は3-3に記載。）
地籍調査の推進（建設部（建設総務課）） 大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。

8-5）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
河川改修（建設部（道路整備課）） （再掲。評価結果は1-4に記載。）
排水施設の整備（上下水道局（下水道施設課）） （再掲。評価結果は1-4に記載。）
地籍調査の推進（建設部（建設総務課）） （再掲。評価結果は8-4に記載。）

泰野市国土強靱化地域計画に基づき実施する国の交付金・補助金等の対象事業一覧

令和5年4月現在

令和6年度予算

	部名	所管課名	事業名	国の交付金・補助金等の名称	地域計画の 施策番号	事業の概要・実施箇所等
1	くらし安心部	防災課	住宅の耐震化	【国土交通省】 防災・安全交付金	1-1 7-3	危険なブロック塀の傾倒による人的被害や救助・救出の妨げになることを防止するため、ブロック塀等防災工事補助事業の実施
2	福祉部	地域共生推進課	社会福祉施設の防災対策	【国土交通省】 防災・安全交付金	1-2	泰野市長健福祉センター特定天井の改修 ・基本設計 ・実施設計 ・改修工事
3	福祉部	高齢介護課	社会福祉施設の防災対策	【厚生労働省】 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1-2 1-6	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等の支援
4	こども健康部	保育こども園課	学校施設の老朽化対応及び防災機能の整備、並びに対応方法の検討(教育部(教育総務課、学校教育課))	【文部科学省】 学校施設環境改善交付金	1-1	老朽化した施設を高度化及び防災強化するため、施設、設備の大規模な改修等を実施 ・公立こども園5園
5	こども健康部	保育こども園課	社会福祉施設の防災対策(福祉部(地域共生推進課、高齢介護課、障害福祉課))	【こども家庭庁】 就学前教育・保育施設整備交付金	1-2	地震防災上顕著な危険性のある建物の耐震化を図るために必要な補強改修工事等の実施。
6	こども健康部	保育こども園課	社会福祉施設の防災対策(福祉部(地域共生推進課、高齢介護課、障害福祉課))	【こども家庭庁】 就学前教育・保育施設整備交付金	1-2	地震防災上顕著な危険性のある建物の耐震化を図るために必要な補強改修工事等の実施。
7	環境産業部	生活環境課	排水施設の整備	【環境省】 推進型社会形成推進交付金(浄化槽分)	8-5	家庭用小型合併浄化槽を設置する者に対して補助を実施し、河川の水質汚濁の発生を防止。 合併浄化槽は、災害に強く早期に復旧が可能であるため、転換を促進し防災・減災に資する。 対象地区は、市域化調整区域のうち農業集落排水事業実施区域及び公共下水道全体計画区域を除いた区域。
8	都市部	開発指導課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	1-1 1-4 1-6	宅間耐震化推進事業の実施 ・大規模盛土変動予測調査等 ・大規模盛土造成地滑動崩落防止事業 ・宅地液状化防止事業
9	都市部	建築指導課	住宅の耐震化	【国土交通省】 防災・安全交付金	1-1 7-3	・木造建築物耐震改修工事等補助事業の実施
10	都市部	建築指導課	民間大規模建築物の耐震化	【国土交通省】 防災・安全交付金	1-2 7-3	・マンション耐震化補助事業の実施 ・沿道建築物耐震化促進補助事業の実施
11	建設部	建設総務課	地盤調査の推進	【国土交通省】 地盤調査費負担金	8-4 8-5	D1D地区内街区境界の調査の実施 ・泰野駅前地区 ・沢沢駅前地区
12	建設部	建設管理課	道路・橋りょう等の整備	【国土交通省】 防災・安全交付金	2-2 2-6 5-5 6-4	道路施設の老朽化対策事業の実施 ・橋りょう(代々木一橋はか2橋)、トンネル(善波隧道)及び大型カルバート(天神隧道)の長寿命化修繕工事 ・橋りょう(南矢名除橋)の耐震補強工事 ・橋脚の打換え修繕工事(市道9号はか2路線の総延長1,776m)
13	建設部	道路整備課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	7-1	市道6号線通字路整備事業 ・栄町地内 ・歩道の拡張(用地・補償・工事)
14	建設部	道路整備課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	7-1	市道9号線通字路整備事業 ・南矢名、北矢名地内 ・歩道の設置・拡張(測量、設計、用地・補償、工事)
15	建設部	道路整備課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	7-1	市道71号線通字路整備事業 ・今泉、今川町、上今川町地内 ・歩道の設置(測量、用地・補償、工事)
16	建設部	道路整備課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	7-1	市道14号線交差点改良事業 ・朝山下、平沢、豊原地内 ・交差点の改良(測量、設計、用地・補償、工事)
17	建設部	道路整備課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	4-1 6-4	市道6号線通字路整備事業 ・文京町、栄町地内 ・電線共同溝の整備(工事) ・歩道の整備(工事)
18	建設部	道路整備課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	7-1	市道24号線通字路整備事業 ・今川町、上今川町、清水町、緑町、鈴瀬町地内 ・歩道の設置(測量、設計、用地・補償、工事)
19	建設部	道路整備課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	7-1	市道4号線通字路整備事業 ・豊原、善原地内 ・歩道の設置(測量、設計、用地・補償、工事)
20	建設部	道路整備課	市街地の防災性向上	【国土交通省】 防災・安全交付金	7-1	市道10号線交差点改良事業 ・上大磯地内 ・交差点の改良(測量、設計、用地・補償、工事)